

## 平成23年度予算（案）の概要

「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において位置づけられた「総合特区制度」の創設及び「環境未来都市」構想の推進に関する予算並びに地域再生基盤強化交付金について所要額を計上。

### 1. 「総合特区制度」の創設

152.5億円

地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する総合特区推進調整費を創設。

151.0億円

総合特区に関する計画に基づく民間事業を支援するために、総合特区支援利子補給金を創設。

1.5億円

### 2. 「環境未来都市」構想の推進

11.3億円

未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」の実現に向けた取組を推進。

- ・環境未来都市先導的モデル事業
- ・環境未来都市事業計画策定費

10.6億円

0.7億円

### 3. 地域再生基盤強化交付金

620.0億円

地域再生計画に基づき、道、污水处理施設、港の3つの分野において、省庁の所管を超えて一体的に整備する事業に対して支援。

- ・道整備交付金（市町村道、広域農道、林道）
- ・污水处理施設整備交付金（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）
- ・港整備交付金（地方港湾の港湾施設、第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設）

## 総合特区推進調整費について

総合特区推進調整費について、事業仕分けにおける指摘を踏まえ、その必要性等を精査し、以下のとおり、使途及び積算を明確化の上、151億円を計上。（概算要求額820億円）

### 1. 概要

- ・ 総合特区推進調整費は、総合特区制度における財政支援措置の一つとして、地域の戦略・提案を踏まえ、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。
- ・ 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて、使途を確定する。

### 2. 事業仕分けの結果

- ・ **仕分け結果** 来年度の予算計上は見送り
- ・ **とりまとめコメント**

総合特区の推進はしっかりと進めていく。そのために必要な財政措置は進めていく。そのことについて異論はない。しかしながら今日説明を受けた予算の計上は認められないということが結論。

いくら積んでおくことが必要なのか、説明できるような形にしていけない限りは、総合特区が重要だとしても認めることはできない。しっかりと説明できるようにしていただく。それが無い限り見送りという結論とする。

### 3. 仕分け結果を踏まえた見直し

#### (1) 調整費が支出できる場合を明確化

- ・ 総合特区の計画の認定について、基本的な考え方を法律で規定した上で、具体的な認定基準は閣議において決定。その上で、個々の総合特区の計画を内閣総理大臣が認定するスキームとすることを予定。さらに、調整費の支出について、以下のルールを設定し、使途を明確化。これにより、調整費が行政府への「白紙委任」とならないようにする。

① 本調整費は、以下の場合に支出できるものとする。

- a) 指定を受けた総合特区に関し、各府省において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合

b) 認定された総合特区の計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間（最長3年間）機動的に補完する場合

② 上記① b) の場合においては、各省の予算制度における要件を満たす場合、又は、規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき各省予算制度を拡充する場合に、調整費を支出できるものとする。

③ 総合特区1地区あたりの調整費の年間支出は以下を限度とする。

a) 国際戦略総合特区 20億円

b) 地域活性化総合特区 5億円

## (2) 平成23年度予算額の積算根拠を以下のとおり明確化

### ① 予算額

国費151億円（既存の調整費のうち最大のものは300億円）

### ② 積算の考え方

2.9億円（1地区当り平均支援額）×52地区＝151億円

#### a) 積算上の1地区当り平均支援額（2.9億円）

一の総合特区の計画に対する年間の調整費の支出は、平均的には本調整費と同様の地域活性化を目的とした目未定の経費である「北海道特定特別総合開発事業推進費」の1事業あたり平均支援額（平成21年度2.87億円）と同程度として積算する。

（参考）平成22年7～9月に実施した総合特区制度に関するアイデア募集に係るアンケート調査をもとに、各主体が既存予算では対応できないとした金額を機械的に計算した結果、1地区平均5.5億円となった。法施行後に認定を受ける際には事業が精査されることも勘案すれば、1地区平均の所要額と上述の支援額（2.9億円）との間でさしたる齟齬は生じないものと考えられる。

#### b) 積算上の総合特区の認定件数

予算積算上、認定件数を52地区と想定

国際戦略総合特区 5地区

地域活性化総合特区 47地区